

令和 3 年度 第 1 回

使用料等審議会議事録

日 時 令和 4 年 2 月 1 5 日（火）

場 所 芽室町役場 2 階 会議室 7

政策推進課財政係

○ 会議次第

1 町長あいさつ (代理 佐野副町長)

2 会長あいさつ 丹野会長

3 諮 問

4 議 案 審 議

(1) 「芽室町手数料徴収条例」

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴う手数料の改定

(2) 「芽室町道路占用料徴収条例」

道路法の改正に伴う、町道の道路占用料の改定

(3) 「芽室町中央公民館の設置及び管理条例」

中央公民館改修に伴う、会議室使用料の改定

○ 出席委員

杉 本 みどり	早 苗 智 之	荻 原 真理子
丹 野 寛	福 田 清 貴	平 岡 早 苗
依 田 浩 恵		

○ 欠席委員

櫻 井 香 代	松 山 陽 一	白 銀 孝 志
---------	---------	---------

○ 傍聴人 0 人

○ 副町長 佐 野 寿 行

○ 事務局

政策推進課長	石 田 哲
財政係主査	街 道 孝 政
財政係主事	永 森 健 太

○ 説明員

都市経営課長	佐 藤 季 之
都市経営係主査	山 田 大 樹
都市経営係主任	山 田 由記子
環境土木課長	橋 本 直 樹
道路維持係長	本 保 隆 之
生涯学習課長	日 下 勝 祐
社会教育係長	村 島 志津佳

午後 7 時 0 0 分 開会

1 開 会

街道主査

2 町長あいさつ

佐野副町長

3 会長あいさつ

丹野会長

4 諮 問

副町長から丹野会長へ諮問書手交

5 議案審議

○長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴う手数料の改定（案）について
都市経営係主任から説明。

【意見・質疑応答】

（委 員）年間の申請件数は。

（説明員）長期優良住宅の申請は、年間確認申請件数 80～90 件のうち約 20%程度
である。

令和元年 11 件、令和 2 年 12 件、令和 3 年 11 件となっている。

年間 10 件程度の申請件数である。

○道路法の改正に伴う、町道の道路占用料の改定（案）について道路維持係長から
説明。

【意見・質疑応答】

（委 員）どのようなケースが想定されるのか。

（説明員）目的の一つとして自動運行補助がある。例えば、高齢者の運転ミス防止
の観点等

（委 員）イメージが湧かないのですが。

（説明員）道路の中に磁石を埋め、その上を自動運行させる。

民間事業者が埋める場合には占用料をいただく。

本町ではまだ想定されないが、事業者から自動運行のための要望があれば
占用料をいただく。

（委 員）コミュニティバスで一部区間自動化等の考えはあるか。

(説明員) 他町村で無人バスの実証実験を実施しているが、地図情報で白線を利用している。

北海道は冬期間、全てが白線となってしまうので、磁石は代替策とはなり得る。

現状として何年後目指しているとは言えないが、可能性としてはある。

(委員) 町民に負担はあるのか。

(説明員) 設置事業者が負担するもの。

(委員) 道路は町有地であり、そこに町以外の者が埋めるから占用料をとるということか。

(説明員) そのとおり。

(委員) 降雪後も支障ないのか。

(説明員) まだ、国では実証段階とのこと。

悪条件の場合もあるが、降雪があったとしても著しく性能が落ちることは想定されていない。

(委員) 国道、道道は1級地、2級地と区分しているが、町道も区分するのか。

(説明員) 土地の価格や人口等で区分している。管内では、帯広市のみが4級地があり、その他町村は5級地と区分されている。

○中央公民館改修に伴う、会議室使用料の改定（案）について社会教育係長から説明

【意見・質疑応答】

(委員) 面積で計算すると会議室2は200円程度になりそうだが、290円としている理由は。

他の部屋の料金と揃えたということか。

(説明員) 50㎡単位区切りで料金設定をしている。

会議室2は50㎡を超えるので100㎡として計算している。

会議室1は50㎡未満なので50㎡として算出している。

(委員) 100㎡を超えるものは290円か。

(説明員) 50㎡～100㎡であれば290円となる。

(委員) 図書資料室は122㎡ですが、290円となっている理由は。

(説明員) 1階大ホール、展示ホール、2階講堂は広い。その他の部屋は100㎡前後がほとんどである。

50㎡を単位として、それ以下のものと、それ以上のものは四捨五入して料金を設定している。

㎡単価についてはこれまでと同様の考え方で設定している。

(委員) コロナ渦において、1人当たり3㎡程度確保するようと言われている

中で、利用希望が一定の部屋に集中しないか。

(説明員) まん延防止期間中の対応として、利用申込があった場合、当初小さい部屋が希望であったとしても、広い部屋が空室の場合、料金は据え置きで利用可能な旨伝えている。

(委員) 和室を会議室にした理由は。

(説明員) 2階和室の利用頻度が低く、使い勝手が良くないとの意見があった。小さい部屋が欲しいといった要望もあったことを踏まえての改修である。

(説明員) 元々、教育委員会が公民館1階に入っていたが、役場庁舎建設にあたり、この建物内に教育委員会が移動した結果、元事務所スペースの活用が課題となり、改修の必要性がでた。

老朽化といった観点からも、公民館内全てを点検し、利用しやすいよう検討した結果、2階和室の利用率が低く使い勝手が悪いということが、判明した。

会議室として小さくし区切ることで利用度が高くなることを見込み、改修を行った。

和室だけではなく、教育委員会があった場所は指定管理者が入り、元々、青少年ホーム内にあった適用指導教室も入った。

トータルで改修を行った1つである。

(委員) 和室の利用頻度が低かった理由は。

(説明員) 要因として、畳の部屋を使う事業の減少と、コンパクトな部屋が欲しいという利用者の要望を踏まえてのことである。

(委員) 小さなサークルがたくさんある中で、会議室1の需要が高そうである。早い者勝ちにならないか。利用料の見直しは検討しないのか。

(説明員) 部屋をコンパクトにしたことは評価いただいている。

料金設定については50㎡基準を今回も採用している。

今回は一番小さい部屋が出来たので、最低金額で設定していることを理解いただきたい。

午後7時50分 閉会